

キャッシュレス決済及びPOS機能付きレジ導入事業 質問回答一覧

No.	質問	回答
1	別紙4のスケジュールの導入業務委託に関して、順番に設置をしていく中で万が一のトラブルがあった場合、延長は可能でしょうか	本事業は、令和8年3月1日から全ての設置場所で一斉に運用を開始します。そのため、令和8年3月1日までに全ての機器の搬入・設置・初期設定を完了し、職員への操作研修も終了していただく必要があります。 なお、提案いただいたスケジュールのうち設置場所ごとの個別の日程については、トラブルが発生した場合などには、業務に支障が無い範囲でスケジュールの再調整を行うことが可能です。ただし、業務全体としては、必ず令和8年3月1日までに全てを完了してください。
2	別紙4のスケジュールのPOSレジ端末の研修・導入サポートに關しまして全支所で随時実施するのではなく、本庁に4台納入後の設定変更等の仕様が固まった後、各支所のご担当者の方に本庁にお越しいただき、研修計画を立てて実施してよろしいでしょうか？	職員向けの操作研修については、具体的な内容は発注者側で指定していません。そのため、企画提案書で研修内容を提案してください。提案していただいた内容は、職員が機器や操作方法を理解するために効果的な内容かどうかを評価基準として確認した上で、評価点に反映します。なお、最終的な研修内容は、優先交渉権を得た事業者様と協議の上決定します。
3	募集要領04(2)キャッシュレス決済及びPOS機能付きレジ導入業務委託に關しまして、お支払いは機器賃貸借のように60回払いでしょうか？それとも現金払いでしょうか？	キャッシュレス決済及びPOS機能付きレジ導入業務の委託料は、業務が完了した後に一括でお支払いする予定です。業務完了後に受注者様から『業務完了報告書』をご提出いただき、それを発注者側で確認した上でお支払いします。
4	仕様書07(3)保守・運用サポート③サポートデスク等アに關しまして、保守の拠点を松山市内に置き、保守依頼連絡先は導入機器すべてにつき1箇所に統一することがございますが、POSレジ及びキャッシュレス端末に關するこの問い合わせ先は、1つの電話番号で必要があるということでしょうか？	発注者が想定する保守・運用サポートは、本仕様書の通りです。ただし、同等の内容を有するものであれば仕様書の通りでなくても構いません。いずれの場合でも、保守・運用サポートの具体的な対応方法や体制については、企画提案書で提案してください。提案していただいた内容は、機器にトラブルが発生した際のサポート体制が十分かどうかを評価基準として確認した上で、評価点に反映します。
5	仕様書07(4)経費負担②受託者負担アに關しまして、既存機器の撤去にかかる費用は有効経費として、導入業務委託に含めてもよろしいでしょうか？	①令和7年8月5日現在、市民課及び市民サービスセンターに設置されている既存機器の撤去費用は、現在発注者とリース契約を結んでいる受注者様が負担し、撤去します。そのため、本事業の経費として計上する必要はありません。 ②今回設置する機器の契約期間終了後（令和13年2月28日時点）の撤去費用は、本事業の経費として計上してください。撤去費用を機器賃貸借契約の費用として計上するか、機器導入業務委託の費用として計上するかは、事業者様の判断で構いませんが、いずれの場合も『参考見積内訳書』に明記してください。なお、契約ごとに提案限度価格を設定しています。その提案限度額を超える提案は無効となりますので、ご注意ください。
6	仕様書09(4)利用可能な決済方法及び対応ブランドに關しまして、仕様書に記載のすべてのブランドは、POSレジと金額の二度打ちが発生しないように連動する必要があるとのことでしょうか？	発注者が想定する機器の機能要件は、本仕様書の通りです。ただし、同等の内容を有するものであれば仕様書の通りでなくても構いません。いずれの場合でも、具体的な機器構成と機能については、企画提案書で提案してください。提案していただいた内容は、『評価基準書』の「機器の機能等」及び「指定納付受託業務」の各「評価の視点」を基準として確認した上で、評価点に反映します。

7	<p>落札後に全支所の設置場所の確認をした際、プロポーザル時のお見積り書の機器構成では設置できない事があった場合お見積りで提示した金額内で、機器変更を行ってもよろしいでしょうか？また、お見積りの金額を超えての機器構成の再考は不可でしょうか？</p>	<p>優先交渉権を得た事業者様には、職員が同行の上、全ての設置場所を実際に訪問していただきます。その際、最終的な機器構成と配置を決定して仕様書の内容を確定します。そして、確定した仕様書に基づき、契約用の正式な見積書を提出していただく流れになります。</p> <p>訪問後に、提案時点での機器構成や配置に不具合が判明した場合や、より良い機器構成や配置が可能であると判断した場合は、提案時点の参考見積書の金額範囲内で機器構成や配置を再検討することができます。</p> <p>なお、優先交渉権を得た事業者様に提出していただく契約用の正式な見積書の金額は、提案時に併せて提出された参考見積書の金額が上限となりますので、その点を考慮した上で参考見積書を作成してください。</p> <p>また、提案の段階では機器構成や配置について、『仕様書』及び『仕様書別紙1 機器の構成・数量一覧』並びに『仕様書別紙2 機器の設置場所一覧』を参考に作成してください。その際、事前に設置場所へ直接確認のために訪問することはご遠慮ください。</p>
8	<p>募集要項8項「参加資格要件」は満たしておりますが、入札時点で「松山市競争入札参加資格」を有していません。入札参加は可能でしょうか</p>	<p>本入札は、松山市競争入札参加者資格名簿に登録されていない事業者様も参加可能です。ただし、その場合は追加で提出が必要な書類があります。詳細は、『募集要領』の「16. 提出書類」をご確認いただき、書類の提出漏れがないようご注意ください。</p>
9	<p>POS導入とキャッシュレス決済端末の調達及び指定納付受託業務を1社包括で担えない場合、POSメーカーと決済事業者複数社の共同提案参加は可能でしょうか</p>	<p>お見込のとおりです。その場合、規定の人数内であれば、プレゼンテーションには複数の事業者様にご出席していただいて構いません。『募集要領』の「03. 業務内容」に記載している通り、本事業を構成する3つの契約は、各事業者が独立した契約主体として発注者と契約を締結します。</p> <p>ただし、コンソーシアムや複数の事業者による連合体として書類を提出された場合は失格となりますので、ご注意ください。申請は、機器賃貸借を担う事業者様1者のみが行うようにしてください。</p>